

上 学 第 5 7 2 号
令 和 2 年 3 月 2 6 日

上野原市立小中学校
保 護 者 各 位

上野原市教育委員会
(公 印 省 略)

インフルエンザに関わる出席停止手続の変更について（通知）

春陽の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より、本市の教育行政に対しまして、ご理解ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、令和2年度より児童生徒及び保護者の皆様の負担軽減のため、上野原市内全小中学校ではインフルエンザに関わる出席停止通知を別紙様式「インフルエンザによる出席停止報告書」に変更することとなりました。

つきましては、保護者の皆様には手続の変更についてご確認の上、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【インフルエンザの発症から再登校までの流れ】

1. インフルエンザ様症状発症
2. 医療機関受診（インフルエンザ診断）
3. 学校へ電話で「受診結果・再登校予定日」等を報告
4. 「インフルエンザによる出席停止報告書」（①年度初めに各学校で配布したものをコピー、②各学校ホームページよりダウンロード、③学校へ受取に行く）を、保護者が記入し、再登校時に学校へ提出

【インフルエンザの出席停止期間】

- ◆発症後5日間を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでは、自宅安静となります。
 - ・発症日：インフルエンザの諸症状が出始めた日です。（基本的には発熱が始まった日とします）
 - ・発症後5日：発症日を0日として、そこから5日間経過するまでの日にち。
 - ・解熱後2日：平熱（37℃を目安とする）となった日を解熱0日とし、そこから平熱で過ごせた日を2日間経過するまでの日にち。
- ◆登校可能になる日まで、午前と午後に体温を測り「インフルエンザ出席停止早見表」の体温記録表に記入してください。